

施設園芸への参入応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が農業者の収入の安定化及び向上を図るため、施設園芸への新規参入及び規模拡大の取組に対し、予算の範囲内において施設園芸への参入応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 高収益作物 事業実施年度における五所川原市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンにおいて地域振興作物として位置づけられているものをいう。
- (4) 農業用ハウス 農業用の塩化ビニルフィルムやポリオレフィン系フィルム、フッ素フィルム等により被覆し、園芸作物の栽培を目的とした施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する農業者又は市内に所在する農業を営む法人（以下「農業法人」という。）若しくは農業者3戸以上で組織する団体（以下「営農集団」という。）のいずれかに該当すること。
- (2) 認定農業者又は認定新規就農者であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 園芸施設共済又は損害保険等に加入しているか、今後加入する意向が確認できること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第5条 規則第3条の申請書は、補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条第3号の規定により、前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 認定農業者又は認定新規就農者の認定証の写し

- (2) 見積書の写し（3者以上から徴取すること。）
- (3) カタログ又は設計書（設計図や見取図でも可。）
- (4) 補助金交付申請日において、市税の滞納がないことを確認できる書類
- (5) 園芸施設共済又は損害保険等に加入している場合は、加入していることを確認できる書類
- (6) 園芸施設共済又は損害保険等に加入していない場合は、今後加入することを誓約する書類
- (7) 農業法人又は営農集団が対象者の場合にあっては、規約又は定款の写し
- (8) 申請者名義の通帳の写し等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 規則第6条の交付決定前に着手する場合にあっては、次に掲げる事項に留意の上、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- (1) 交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うこと
- (2) 提出にあたっては、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめること。

（補助金の交付条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第1項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、事業費又は補助金の30%を超える減額がある場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業に着手したとき及び補助事業が完了したときは、遅滞なく着工（完了）届（様式第4号）を市長に提出すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業実施年度の翌年度の4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（第11条に規定するものに限る。）を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、第12条に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理台帳（様式第5号）その他関係書類を第12条に規定する期間整備保管すること。
- (8) 補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合は、市長の定めるところにより、その

収入の全部又は一部を市に納付すること。

(9) 事業実施年度から5年間、各年度における補助事業の成果について事業成果報告書(様式第6号)を作成し、当該各年度の翌年度の4月30日までに市長に提出すること。

(申請の取下げの期日)

第7条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付申請の取下げの期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

第9条 補助金の請求は、補助金請求書(様式第7号)の提出により行うものとする。ただし、概算払を必要とするものについては、補助金概算払請求書(様式第8号)によるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 出来高設計書(簡易な施設、機械、設備等の整備に係るものは除く。)

(2) 財産管理台帳(様式第5号)の写し

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第11条 規則第19条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の本体取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第12条 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却試算の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業種目	番号	取組内容	補助対象経費	補助金の額	上限額
農業用ハウスを導入する取組	1	新たに施設園芸に取り組む認定農業者又は認定新規就農者が、高収益作物を作付するために農業用ハウスを導入する取組	農業用ハウス導入に係る資材購入費	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1に相当する額以内の額	1㎡当たり1万円
	2	既に施設園芸に取り組んでいる認定農業者又は認定新規就農者が、高収益作物の作付面積を拡大するために農業用ハウスを導入する取組	農業用ハウス導入に係る資材購入費	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1に相当する額以内の額	100万円
	3	2経営体以上で構成される経理一元化している営農集団が、高収益作物を作付けするために農業用ハウスを導入する取組	農業用ハウス導入に係る資材購入費	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1に相当する額以内の額	1㎡当たり1万円
			農業用ハウス導入に係る工事費	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の1に相当する額以内の額	100万円
農業用ハウス付帯設備を導入する取組	4	施設園芸に取り組む認定農業者又は認定新規就農者が、高収益作物を作付するハウスに対して、労働時間の削減、コスト低減に向けて必要と認められる自動かん水設備等を導入する取組	農業用ハウス付帯設備導入費	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1に相当する額以内の額	50万円

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

五所川原市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

補助金交付申請書

年度において別紙のとおり施設園芸への参入応援事業費補助金の交付を受けたいので、五所川原市補助金等交付規則（平成 17 年五所川原市規則第 42 号）第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙（様式第1号関係）

1 事業実施方針

--

2 農業用ハウス導入計画（実績）

名称・規格 及び数量	農業用ハウス	間口	m×奥行	m	棟
事業量	m ²				
耐用年数	年				
事業費（円）	税抜き		消費税		合計
取組番号					
設置場所	五所川原市				
栽培作物名					

3 農業用ハウス付帯設備導入計画（実績）

名称・規格 及び数量					
事業量	m ²				
耐用年数	年				
事業費（円）	税抜き		消費税		合計
導入理由	労働時間の削減 ・ コスト低減 ※どちらかに○				
設置場所	五所川原市				
栽培作物名					

4 園芸施設共済又は損害保険等への加入計画

加入事業等の名称	加入（予定）年月日	備考
	年 月 日	

5 高収益作物栽培計画

新たに栽培又は 現在栽培してい る高収益作物	現状栽培面積 (a) (年)	
	目標栽培面積 (a) (年)	
販売先		
作付地		

6 事業完了予定 (完了) 年月日
年 月 日

7 収支予定 (精算)
(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度精算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金	円	円			
その他					
計					

(注) 備考の欄は、その他の明細として自己資金または、〇〇農業協同組合〇〇資金等の資金の調達先を記入すること。

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度精算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円			
計					

五所川原市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

交付決定前着工届

年度施設園芸への参入応援事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 事業内容等
- 2 交付決定前着工理由
- 3 着手予定年月日
- 4 完成予定年月日
- 5 事業量
- 6 事業費

別記条件（様式第2号関係）

- （1） 交付決定を受けるまでの期間内におけるあらゆる損失は、補助事業者が負担すること。
- （2） 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- （3） 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

五所川原市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた施設園芸への参入応援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、施設園芸への参入応援事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により、その承認を申請します。

記

- （注）
- 1 記以下の記載要領は、様式第1号の別紙に準ずること。
 - 2 変更の場合は、「事業実施方針」を「変更の理由」と書き換えるものとし、変更する部分について変更前を上段に括弧書きとすること。
 - 3 事業の中止又は廃止の場合は、「事業実施方針」を「中止（廃止）の理由」に書き換えるものとし、その時期とその時点における事業の実施状況を記入すること。

五所川原市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

着工（完了）届

年度施設園芸への参入応援事業について、下記のとおり着工（完了）したので、施設園芸への参入応援事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により提出します。

記

事業内容		
着工年月日		年 月 日
完了予定（完了）年月日		年 月 日
事業量		
事業費		
負担 区分	市補助金	
	その他	

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度：		年度	事業名：施設園芸への参入応援事業		補助事業者名：	
事 業 の 内 容					経費の負担区分	
名称	規格、 数量等	施工箇所 (設置場所)	取得年月日	事業費	負 担 区 分	
					市 補 助 金	そ の 他
			年 月 日	円	円	円

処分制限期間		処 分 の 状 況		工 期		備 考
耐 用 年 数	処分制限 年 月 日	承認 年 月 日	処 分 の 内 容	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	
年	年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日	

- (注) 1 「処分制限年月日」の欄は、処分制限の終期を記載すること。
 2 「処分の内容」の欄は、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。
 3 「備考」の欄は、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。
 4 この様式により難しい場合は、「処分制限期間」欄及び「処分状況」欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

五所川原市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

事業成果報告書（〇年目）

年度に実施した施設園芸への参入応援事業について、施設園芸への参入応援事業費補助金交付要綱第6条第9号の規定により、事業成果を報告します。

別紙（様式第6号関係）

1 高収益作物栽培状況

取組を行った 高収益作物	事業実施前栽培面積(a) (年)	a
	栽培面積(a) (年)	b
	目標栽培面積(a) (年)	c
	達成率(%)	$b/c*100$
販売量		
販売先		
作付地		

2 農業用ハウス付帯設備導入による営農の状況

農業用ハウス 付帯設備導入 による効果	
---------------------------	--

3 園芸施設共済又は損害保険等への加入状況

加入事業等の名称	加入年月日	備考
	年 月 日	

五所川原市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった施設園芸への参入応援事業費補助金について、その事業が完了したので、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）第6条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額

（単位：円）

補助金交付決定額	補助金既受領額	今回請求額

2 振込先

金融機関名		(本・支店名)
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義		

五所川原市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった施設園芸への参入応援事業費補助金について、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）第6条第2項の規定により、次のとおり補助金 円を概算払の方法より交付されるよう請求します。

1 事業の内容及び請求額の配分 (単位：円)

事業種目	補助金額	今回請求額金額	事業完成 (完了) 予定年月日	備考
計				

2 概算払を必要とする理由

3 振込先

金融機関名	(本・支店名)
口座番号	普通・当座
フリガナ	
口座名義	

五所川原市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

事業完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた施設園芸への参入応援事業が完了（を廃止）したので、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

- （注） 1 記以下の記載要領は、様式第1号の別紙に準ずること。
2 事業内容等が補助金交付申請書又は事業変更承認申請書の事業内容等と異なる場合は、異なる部分について変更前を上段に括弧書きすること。

